規則

埼玉県がん登録審議会規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十一号

埼玉県がん登録審議会規則

(趣旨)

第 第十七号) 一条 この規則 第六条の は、 執行 規定に基づき、 機関 \mathcal{O} 附属機関に関する条例 埼玉県が ん登録審議会 (昭和二十 (以 下 八年埼玉県条例 「審議会」

う。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員三人をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、 次に掲げる者の う 5 から、 知事が委嘱する。

一がん、がん医療等又はが んの予防に 関する学識経験 のある者

二 個人情報の保護に関する学識経験のある者

委員の 任期は、 二年とする。 ただし、 補欠の委員の 任 期 は、 前 任 者 \mathcal{O} 間

とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 四条 審議会に会長を置き、 委員の 互選により これを定め á.

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、 会長が あら か じめ指名する委員が、 そ \mathcal{O} 職務を代 理

する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、 会長が招 集 し、 その議長となる。

2 審議会は、 委員の 過半数が 出 席 しなけ れ ば、 会議を開 き、 議 決 をすることが で

きない。

3 審議会の議事は、 出 席 した委員の 過半数で決 Ĺ 可 否同 数 \mathcal{O} とき は、 議長 \mathcal{O} 決

するところによる。

(関係者の出席)

第六条 審議会 は、 必 要が あると認めるときは、 関係者の 出席を求め て、 意見を聴

くことができる。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数

で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、 議長のほか、 出席した委員が署名し、 又は記名押印し なけ ればな

らない。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、 保健医療部疾病対策課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が

審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。